

湖東定住自立圏の形成に関する協定書の
一部を変更する協定書

彦根市・愛荘町

湖東定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成 21 年 10 月 4 日彦根市(以下「甲」という。)と愛荘町(以下「乙」という。)との間に締結した湖東定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第 3 条第 1 号に次のように加える。

キ 火葬場

(7) 取組の内容

1 市 3 町(彦根市、豊郷町、甲良町および多賀町)において供用している彦根愛知犬上広域行政組合の火葬場を、新たに愛荘町を加えた 1 市 4 町において供用するため、大規模災害にも強く、また、環境負荷の低い火葬場として整備し、快適で衛生的な生活環境の維持を図る。

(イ) 甲の役割

彦根愛知犬上広域行政組合規約に規定する負担割合に基づき、彦根愛知犬上広域行政組合が新たに設置する火葬場の設置に必要な経費を負担する。

(ウ) 乙の役割

彦根愛知犬上広域行政組合規約に規定する負担割合に基づき、彦根愛知犬上広域行政組合が新たに設置する火葬場の設置に必要な経費を負担する。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれその 1 通を保有する。

平成 25 年 12 月 25 日

甲 彦根市元町 4 番 2 号

彦根市

彦根市長 大久保



乙 愛知郡愛荘町愛知川 72 番地

愛荘町

愛荘町長 村 西 俊 雄



湖東定住自立圏の形成に関する協定書の
一部を変更する協定書

彦根市・豊郷町

湖東定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成 21 年 10 月 4 日彦根市(以下「甲」という。)と豊郷町(以下「乙」という。)との間に締結した湖東定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第 3 条第 1 号に次のように加える。

ク 火葬場

(ア) 取組の内容

1 市 3 町(彦根市、豊郷町、甲良町および多賀町)において供用している彦根愛知犬上広域行政組合の火葬場を、新たに愛荘町を加えた 1 市 4 町において供用するため、大規模災害にも強く、また、環境負荷の低い火葬場として整備し、快適で衛生的な生活環境の維持を図る。

(イ) 甲の役割

彦根愛知犬上広域行政組合規約に規定する負担割合に基づき、彦根愛知犬上広域行政組合が新たに設置する火葬場の設置に必要な経費を負担する。

(ウ) 乙の役割

彦根愛知犬上広域行政組合規約に規定する負担割合に基づき、彦根愛知犬上広域行政組合が新たに設置する火葬場の設置に必要な経費を負担する。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれその 1 通を保有する。

平成 25 年 12 月 25 日

甲 彦根市元町 4 番 2 号

彦根市

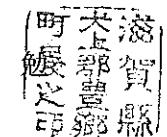
彦根市長 大久保



乙 犬上郡豊郷町石畑 375 番地

豊郷町

豊郷町長 伊藤 定



湖東定住自立圏の形成に関する協定書の
一部を変更する協定書

彦根市・甲良町

・湖東定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成 21 年 10 月 4 日彦根市(以下「甲」という。)と甲良町(以下「乙」という。)との間に締結した湖東定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第 3 条第 1 号に次のように加える。

ク 火葬場

(ア) 取組の内容

1 市 3 町(彦根市、豊郷町、甲良町および多賀町)において供用している彦根愛知犬上広域行政組合の火葬場を、新たに愛荘町を加えた 1 市 4 町において供用するため、大規模災害にも強く、また、環境負荷の低い火葬場として整備し、快適で衛生的な生活環境の維持を図る。

(イ) 甲の役割

彦根愛知犬上広域行政組合規約に規定する負担割合に基づき、彦根愛知犬上広域行政組合が新たに設置する火葬場の設置に必要な経費を負担する。

(ウ) 乙の役割

彦根愛知犬上広域行政組合規約に規定する負担割合に基づき、彦根愛知犬上広域行政組合が新たに設置する火葬場の設置に必要な経費を負担する。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれその 1 通を保有する。

平成 25 年 12 月 25 日

甲 彦根市元町 4 番 2 号

彦根市

彦根市長 大久保



乙 犬上郡甲良町大字在士 353 番地 1

甲良町

甲良町長 北川 豊



湖東定住自立圏の形成に関する協定書の
一部を変更する協定書

彦根市・多賀町

湖東定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成 21 年 10 月 4 日彦根市(以下「甲」という。)と多賀町(以下「乙」という。)との間に締結した湖東定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第 3 条第 1 号に次のように加える。

ク 火葬場

(ア) 取組の内容

1 市 3 町(彦根市、豊郷町、甲良町および多賀町)において供用している彦根愛知犬上広域行政組合の火葬場を、新たに愛荘町を加えた 1 市 4 町において供用するため、大規模災害にも強く、また、環境負荷の低い火葬場として整備し、快適で衛生的な生活環境の維持を図る。

(イ) 甲の役割

彦根愛知犬上広域行政組合規約に規定する負担割合に基づき、彦根愛知犬上広域行政組合が新たに設置する火葬場の設置に必要な経費を負担する。

(ウ) 乙の役割

彦根愛知犬上広域行政組合規約に規定する負担割合に基づき、彦根愛知犬上広域行政組合が新たに設置する火葬場の設置に必要な経費を負担する。

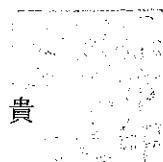
この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれその 1 通を保有する。

平成 25 年 12 月 25 日

甲 彦根市元町 4 番 2 号

彦根市

彦根市長 大久保 貴



乙 犬上郡多賀町多賀 324 番地

多賀町

多賀町長 久 保 久

